

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2004 July 7 月号



固い握手を交わす横浜市長と道志村長（役場会議室）

新たな絆を築く

友好・交流に関する協定締結

「中田宏横浜市長が6月22日道志村を訪問」

この度、横浜市と道志村は「友好・交流に関する協定書」の調印式を執り行いました。横浜市からは中田宏市長、金田孝之都市経営局長、金近忠彦水道局長はじめ、建設局、教育委員会からも関係職員が出席、また道志村からは全議員が出席した。

両市村の百年を超える関わりの上に立って、新たな固い絆が結ばれたので、これを契機に市民、村民の交流の輪も大きく拡がることとなります。

なお、中田宏市長は、調印式に先立ち、午前中は、横浜市民による水源林ボランティア事業に参加し、佐藤村長と一緒に間伐を行った。そして、作業終了後、昼食をとりながら、市民、村民と懇談を行った。



調印式出席者

調印式において佐藤村長挨拶

本日は、横浜市の中田市長さんをはじめ、幹部職員の皆様には、水源地道志村によろこそお越しくございました。道志村民を代表して心からご歓迎申し上げる次第であります。

そして、本日は、横浜市と道志村が、百年を超える関係の上に立って、二十一世紀の両市村の新たな絆を築く「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定書」の調印式を、迎えることが出来た事は、私をはじめ、道志村民にとりましても、誠に慶びに絶えないところでございます。

これもひとえに、中田市長さんをはじめ、市民の皆様の、水源地道志村に対する深いご理解と暖かいご配慮の賜物でありまして、ここに改めて、心からの感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、皆様ご承知のとおり、私共の道志村と横浜市との関係の始まりは古く、明治三十年に、横浜市が近代水道の水源として、道志川の水を取水した事に始まるといわれています。

その後、大正五年には、村の面積の約三分の一を占める山梨県の恩賜県有林二、七八〇ヘクタールを横浜市が買い取り、水源涵養林としての本格的な管理を開始したことにより、今日の緑豊かな水源林が形成されてきたところであります。しかし、一方では、横浜市と道志村との永い関わりの中には、平穏なときばかりではなかったといわれております。極端に言えば開発か、水資源保護かを巡るもので幾度か揺れた時期もありましたが、両市村の相互の理解と、弛まぬ努力により、時代の課題を克服し、乗り越えられて、今日を迎えられることができたのだ



水源林での間伐共同作業(中田市長と佐藤村長)

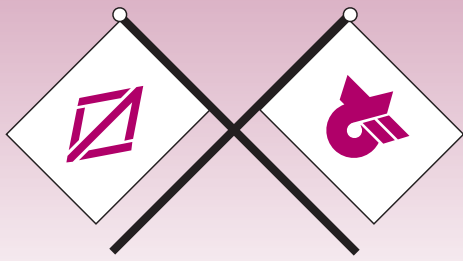
と私は考えております。

また近年における交流事業の展開等については、昭和五十年から三十九年、国土庁からの指定を受けて、横浜市と道志村が共同して取り組んだ、山村と都市協同の山村振興モデル事業は、相互に各種の施設を整備し、交流が進展する基礎となつた事業ではなかったかと思えます。

平成九年に「道志川水源保全に関する覚書」を締結して、道志水源基金を共同設立し、諸団体に助成しております。また平成十三年度スタートした生活排水事業は、村内全域に合併処理浄化槽を設置する事業で、これが完了すると道志川は、昔の清流がよみがえるものと確信しております。

ところで、全国の過疎地域は厳しい地域事情の中において、これからも、森を守り、水を守り、田畑を守り、日本の文化を守り、国民の心よりどころとなる美しい国土と環境を未来の世代に引き継いでいくことが今、国レベルの課題として大いに求められています。

これには、わが国の最近の傾向として、



横浜市と道志村の



ギャラリー水源の森を視察する中田市長

東京への一極集中に象徴される大都市問題と、農山村の荒廃、高齢化が進む過疎地域の問題とが両極にあり、深刻な問題と成っています。

このような時代の潮流の中において、政令指定都市の横浜市と、過疎の道志村が友好と交流の締結を結ぶことは時期を得ていることであると思えます。

両市村が、この友好交流協定書の締結を契機として、相互の理解のもと、友好交流を進めていくことが大切であると、考えます。私も道志村は、将来にわたり、自然環境を守り続けていくことが、責務だと考えます。横浜市の皆様のお力添えも戴けることを願っております。

おわりに横浜市の益々のご繁栄とご参会の皆様のご多幸を祈念申し上げます。本日の調印式に寄せる私の挨拶といたします。

横浜市長挨拶

道志村と横浜市は、道志村の約三十六%が、横浜市が保有する水源林であるほか、横浜市民の水道水の約十%が道志村からのものであるなど、明治三十年に道志川から取水を始めて以来、市民生活にとつて必要不可欠な水を通じて、百年を超える友好と交流の歴史を築いてきました。

この友好と交流の歴史は、現在、そして未来の道志村民・横浜市民の「共有財産」であり、これからも大切に守り育てて行くべきものです。

本日のこの式典は、この「共有財産」を未来に向かって守り育てていくことを道志村のみならず共に宣言するためのものであり、このような式典を開催できたことを、私としても大変うれしく思っています。

きょう、この日から道志村と横浜市の交流は新たな段階に入っていくのだらうと思っておりますが、道志村と横浜市の交流を深めていく上での私の基本的考え方をお話したいと思います。

基本的な考え方は二つありますが、それは「環境」と「都市と農村の相互補完」です。

まず、「環境」についてですが、私は、横浜市の目指すべき都市のあり方の一つとして「環境行動都市」を掲げています。

道志村の豊かな自然にはかきません。横浜市にとつてかけがえのない、川や丘、緑などの自然環境を次世代に残していくために、市民・事業者・市が協働して、環境を重視した具体的な行動を起こしている姿を環境行動都市の都市像と考えております。

この環境行動都市の実現に向けて、昨

年、「横浜G30プラン」を策定しました。この計画はごみ排出量を三十%削減するという具体的な目標を定め、ごみの減量とリサイクルに取り組んでいく計画です。

このほかに、早急にすすめていく必要がある行動の一つとしては、地球温暖化が上げられるのではないだろうか。これは次世代への環境の継承を非常に困難にさせています。そのために、私たちは、受け身の立場ではなく自ら積極的に、環境を守り、育てていくことが大切だと考えています。

幸いなことに、私たち横浜市と道志村は、非常に長い間、ともに協力し合って、豊かな木々や清らかな水などを守り、育ててきました。これからも、この美しい自然を愛し、豊かな環境を守り育てていく良きパートナーとして、積極的に環境行動を実践していきたいと考えています。

横浜市では、先程述べた地球温暖化防止に向け、省エネルギー行動の一環として、今年も「夏のライフスタイル」を見直す運動をすすめており、昨日からノーネクタイで勤務しています。その関係で本日も、ノーネクタイで失礼させていただきます。

また、横浜市が道志村において進めている「道志水源林ボランティア事業」もこの環境行動都市の理念を具体化したもの一つであると考えています。

次に、二つ目の基本的考え方である「都市・農村の相互補完」についてです。

私は人生のほとんどを、横浜市という我が国最大の市で生活してきました。

例えば、道志村は極めて豊かな緑の環境をもっておりませんが、横浜市の総面積に占める林野面積の割合を見ますと、わずか十%程度です。このように、都市と農村の置かれた状況は大きく異なっています。

協 定 書

横浜市と道志村の友好・交流に関する協定書

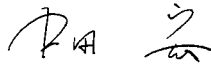
横浜市と道志村は、明治30年に道志川から取水を始め、以来、水を通じ、固い絆で結ばれています。その間、横浜市は国際港都として、水源地道志村は緑と清流の郷として、それぞれの風土・地域性を互いに尊重しあう中で、様々な交流を続けてきました。

環境の時代と言われる21世紀を迎え、両市村は将来にわたり、相互の理解と友情を深め、地域の活性化に努め、お互いの一層の繁栄と幸福に寄与し、永らく友好交流を行っていくために次の事項について協定を結びます。

- 1 両市村は、市民と村民が相互に活発な交流を進め、持続的な友好交流が行われるよう努める。
- 2 両市村は、環境・経済・観光・文化・スポーツその他様々な分野において相互協力を行い、地域の活性化に努める。
- 3 両市村は、相互の理解により、お互いの繁栄と幸福をもたらされるよう努める。

平成16年6月22日

横浜市長



道志村長



平成16年度に横浜市で行う事業

- (1) 道志村友好交流促進事業 都市経営局政策課：1,705千円
各局と連携しながら、道志村と事業の総合調整を行うほか、横浜市民が道志村を訪れるための促進策として、「横浜市民ふるさと村事業」を実施していきます。
- (2) 道志村水源林間伐材の公共施設等への活用モデル事業 建築局庁舎施設課：5,000千円
市民にやさしい室内環境づくりを推進するために、道志村水源林の間伐材を内装等に活用する手法等を検討し、モデル事業を実施します。
- (3) 道志村の自然体験教育のモデルプログラム検討事業
教育委員会事務局教育課程開発課：900千円
小学校宿泊体験学習、中学校自然教室の道志村での実施を促進し、宿泊体験学習を一層充実したものとするため、道志村と協力しながら自然体験プログラムを開発します。
- (4) 道志水源林ボランティア事業 水道局管財課：6,907千円
15年度に実施した体験研修を踏まえて、本格的に市民ボランティアによる水源林整備活動を開始します。

しかしながら、このような大きな違いがあるからこそ、大都市の市民であるがゆえに見えてくる農村の重要性というものがあるのではないかと考えています。都市部と農村部は相互補完関係にあると思います。先ほども申し上げましたが、横浜市の良質な水は道志村の水源林がたっぷり出しているのです。

つていくことは一つの道理ではないかと思えます。横浜市としては、道志村との友好交流を深めていく施策として、先ほどご紹介した「道志水源林ボランティア事業」以外にも、様々な施策を実施していくことになっています。これまで、「はまっ子どうし」という道志の水をペットボトルに詰めて販売する事業、これは先月発表したとおり、

ヨコハマ・グランド・インターコンチネンタルホテルの客室に設置されます。その他、道志村の自然環境保全等を促進するための助成事業などを実施してきたところですが、これからは、これらの事業に加えて、横浜市民が道志村を訪れるための促進策や道志水源林間伐材の公共施設等への活用を進めるほか、引き続き横浜市内の小学校の宿泊体験学習などを進めていき

ます。このような様々な交流事業を通じて、道志村と横浜市の有効さをさらに深めるとともに、道志村と横浜市の関係が都市と農村の新しい関係のモデルとなるよう両市村が将来にわたって永く友好関係を築いていくことをお誓いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成16年7月1日(4)

「横浜市民ふるさと村」の共同宣言

はまっ子どうし



水道局では道志村の源流水を詰めたペットボトル水「はまっ子どうし」を製造しており、その売上金は水源林ボランティアの活動資金に活用されています。「はまっ子どうし」は「道の駅どうし」や、横浜・みなとみらい21地区の「ヨコハマ グランド インターコンチネンタルホテル」でも取扱っています。

覚 書

「横浜市民ふるさと村」に関する覚書

- 「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定書」の趣旨を踏まえ、横浜市と道志村は自然豊かな水源地である同村を「横浜市民ふるさと村」とすることに合意します。
- また、多くの市民が「横浜市民ふるさと村」である道志村を訪れ、多種多様な体験等を通して自然に親しむ中で、市民と村民との交流が活発に持続して行われるように横浜市と道志村は次の事項について合意します。
 - 道志村は、別荘の施設について横浜市民が利用する際に優遇措置を講じる。
 - 横浜市は、市民が道志村を訪れるように必要な措置を講じる。
- その他、この覚書の実施について必要な事項は、両市村で協議して定める。

平成16年6月22日

横浜市長
道志村長

田 島
佐藤卓司

横浜市民優待サービスを実施する施設、旅館、民宿

- 実施期間 平成16年6月23日から平成17年3月末までとする。*ただし旅館、民宿は7/21～8/21の土曜日、8/12～8/15及び年末年始(12/30～1/3)期間は割引の対象外(旅館・民宿については優待サービスを利用する場合には事前予約が必要です。予約時に横浜市民向け優待サービスを利用する旨お伝えください。)
- サービスを実施する施設・旅館・民宿(旅館・民宿は1泊2食料金、サービス料、消費税込)

名称	通常料金(円)		電話番号	所在地	優待サービスの内容	備 考
	大人	小人				
施設(3施設)						
1 道志の湯	500(2時間) 700(4時間) 1,200(1日)	300(2時間) 500(4時間) 700(1日)	0554-52-2384	東和出村7501番地	・使用料を村内者扱いとする。 大人200円割引 小人100円割引	毎月第1火曜定休 12/28～12/31は休業
2 ギャラリー 水源の森	300	200	0554-52-2770	馬場5821-1番地	・使用料を村内者扱いとする。 大人 小人各100円割引	4/1～12/15は毎週火曜日 12/16～3/31は土日のみ営業
3 室内温水プール	500	300	0554-52-2598	谷相7533-1番地	・使用料を村内者扱いとする。 大人300円割引 小人200円割引	6/3～7/19と8/25～9/30の営業は午後1時から6時までで月・火・水曜日、7/20～8/24は全日営業で午前10時から午後5時までと午後6時から8時まで10/1～休業
旅館(5軒)						
1 両国屋	6,000～8,000	応相談	0427-87-2023	月夜野45番地	通常宿泊料金の1割引	1泊朝食付5千円お子様メニュー4千円 土曜、休前日泊は千円増
2 道志館	7,350～10,500	応相談	0554-52-2015	竹之本6130番地		
3 道志温泉日野出屋	10,500	応相談	0554-52-2641	西和出村7176番地		
4 養生館	7,900	7,400	0554-52-2292	西和出村7505番地		
5 大原荘	9,000	応相談	0554-52-2134	釜ノ前8327番地		
民宿(16軒)						
1 西山荘	7,000	5,000	0554-52-2759	野原1790番地	通常宿泊料金の1割引	
2 椿 荘	6,825	5,250	0554-52-2056	椿4150番地		
3 富士見荘	6,000	5,200	0554-52-2110	大栗5350番地		
4 大田屋	6,000	5,000	0554-52-2046	馬場5618番地		
5 みちした	6,000	5,000	0554-52-2453	竹之本6203番地		
6 大 屋	6,800	5,250	0554-52-2345	竹之本6195番地		
7 朝日屋	6,000	5,000	0554-52-2059	東和出村6864番地		
8 光 荘	5,800	5,000	0554-52-2057	西和出村6706番地		
9 北の勢堂	6,600	5,800	0554-52-2102	東神地9162番地		
10 山荘水の元	6,825	5,250	0554-52-2577	下善之木10220番地		
11 丸杉荘	6,300	5,250	0554-52-2454	下善之木10687番地		
12 南 荘	6,300	5,250	0554-52-2603	下善之木10690番地		
13 山光荘	6,300	5,250	0554-52-2400	白井平12050番地		
14 丸水荘	6,300	5,250	0554-52-2105	白井平12064番地		
15 ふるさと	6,825	応相談	0554-52-2460	白井平12195番地		
16 松葉荘	6,300	5,250	0554-52-2247	長又12444番地		

注1 利用の際は市民であること(在住・在勤・在学)を証明できるもの(免許証・保険証・学生証・広報よこはま7月号など)を持参してください。
 注2 12月以降の旅館・民宿の受付窓口は道志村観光協会(商工会内)0554-52-2353にお願いします。
 注3 割引内容は変更になる場合がありますので予約時に確認してください。

今月号は、5月19日に国会で決議され、5月26日に公布されました合併関係の法律について記載します。

現行合併特例法は、平成17年3月31日に失効します。17年4月1日より、新法が施行されます。国では、それまでに市町村合併で成果があげられるように、地域自治区、合併特例区制度の導入などを講じています。

新旧市町村合併法について

1 改正現行合併特例法

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成17年3月31日まで）

合併特例区制度の創設

合併に際して、旧市町村単位で法人格を有する区を一定期間設置できる制度を創設する。
経過措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

2 合併新法

市町村の合併の特例等に関する法律（平成17年4月1日以降）

①合併特例区制度の創設

合併に際して、旧市町村単位で法人格を有する区を一定期間設置できる制度を創設する。

②障害除去のための特例措置

市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置を講じる。

③市町村の合併の推進に関する構想等

総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定。

都道府県が、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。

都道府県は、構想に基づき、合併に関するあっせん、合併協議会設置又は合併協議推進の勧告等により、市町村の合併を推進する。

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」でのポイント

合併に際して、合併関係市町村の協議により、旧市町村単位に法人格を有する（合併特例区）を一定期間（5年以下）設けることができる制度。

公選法による選挙は導入しない。

- ・長は、市町村長が選任。 ・特例協議会の構成員
- 合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

課税権、起債権はなし。

区域、名称、分掌事務の範囲などは、自主性を尊重。

合併特例債等、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。

合併に関する障害を除去するための特例は引き続き残す。

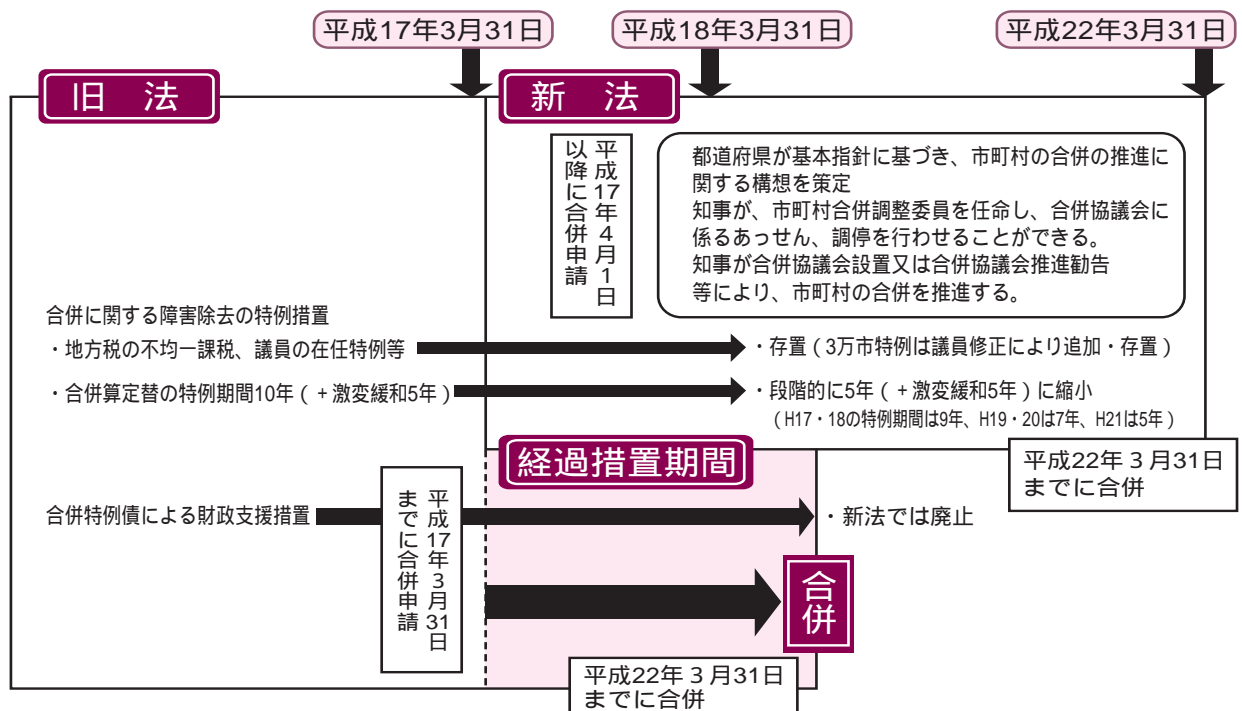
（例）合併算定替、地方税の不均一課税、議員の在任特例等
構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象

- 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併
- 指定都市、中核市、特例市等を目指す合併
- 小規模な市町村に係る合併 等

構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口が1万未満を目安。ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮。

このことを比較し、表を作成しました。

新旧市町村合併法比較表



一般会計予算及び特別会計予算など可決

平成十六年六月定例議会は、六月の二十一日に招集され、会期を二十五日までの五日間と決め開会されました。

議案内容については、慎重審議の結果いずれも原案どおり可決承認されました。

議決された案件は次のとおりです。

議案第二十九号 平成十六年度道志村一般会計補正予算（第一回）

議案第三十号 平成十六年度道志村老人医療費特別会計補正予算（第一回）

議案第三十一号 平成十六年度道志村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第一回）

請願第一号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書の採択について

発議第一号 義務教育費国庫負担制度を「交付金化」「一般財源化」する措置反対及び学校事務職員・学校栄養職員を国庫負担の対象外とする措置反対に関する意見書の提出について

発議第二号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関

する法律」の延長に関する意見書の提出について

一般質問

六月定例議会において二名より一般質問がありました。質問の要旨とこれに対する村長など執行部の答弁の要旨は次のとおりです。



経済建設常任委員長 渡辺 胆 男

質問

一、合併問題について

任意合併協議会・法定合併協議会に道志村としてどう考えているか。都留市との合併に於いて最低限現実化してもらいたい事項として、都留市へ二十分以内で通勤・通学の為の道路網の整備（トンネル掘削など）また、

百年にわたる横浜市の友好関係ですが、合併後も道志村独自で維持できるか、現実化しない場合には、撤退という姿勢も大事になってまいりますがどう考えているか。

答弁

市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第一項に規定する、いわゆる同一住民発議に基づき、平成十五年十一月二十八日設置された、四市町村の法定合併協議会は、一度も実質的な協議をすることも無い中で、西桂町の離脱等により平成十六年一月三十日をもって廃止となりました。

その後、残った都留市と道志村において、合併特例期限である平成十七年三月末を睨みながら、あらゆる角度から両市村の合併の可能性を調査研究し、その内容を住民に示し、最終的には住民に判断してもらう事が、今、首長、そして議会議員に与えられた責任であるとの認識の上で、任意合併協議会を立ち上げることについて、双方が話し合い、合意に達したことから、去る三月十八日に第一回の協議会を開催したところであります。

四月二十一日には、両市村の合併後の将来構想の策定を行うための調査研究会も発足し、山梨総合研究所及びPHPR研究所の研究者にも参加していただき現在鋭意進めておると

ところであります。

この調査研究結果については、七月末までに中間報告としてとりまとめ、来る八月に開催する住民説明会において概要版として配布したいと考えております。

これに住民説明会等で出された要望・意見を加えて、この両市村の最終的な将来構想に仕上げていき、そして、この将来構想をベースに、実現性を図る具体的な施策を網羅する新市建設計画の策定につなげて行く予定であります。

また、両市村の事務担当者による事務の擦り合わせも、九つの専門部会に分かれて七月には、開始される予定しております。

一方、横浜市との関係についてはですが、昨年九月住民発議は結果的には横浜市長が市議会に付議しないという決着となりましたが、幸いにも今回の住民発議を通して、当事者である横浜市長、横浜市議会は元より、新聞、テレビなどマスメディアを通じて、道志村が横浜市の水源地であり、水を通じての百年を超える永い関わりがあったことについても、多くの市民に理解され、一面ではPR効果もあつたのではないかと考えられます。

そして十月には、住民発議決着後、両市村の新たな絆の構築の樹立を目指して、横浜市を訪問し、市長、議長との懇談を行った。その後具体的な